

議案第32号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市大学奨学金貸与条例（昭和57年大阪市条例第55号）に基づき本市が行った大学奨学金の貸与2件に係る各債務者
- 2 債 権 の 内 容 大学奨学金の貸与金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の未返還の元本の額欄に掲げる金額の合計金1,737,594円並びに第2号の表1の項に掲げる未返還の元本の額に対する遅延利息及び同項に掲げる大学奨学金の貸与に係る返還済みの元本に係る遅延利息を放棄するもの

- (1) 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸与期間	未返還の元本の額
1	平成10年4月から同年9月まで	金170,565円

- (2) 債務者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく小規模個人再生を行っており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	貸与期間	未返還の元本の額
1	平成7年4月から平成10年3月まで	金1,567,029円

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

本市が行った大学奨学金の貸与 2 件に係る各債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。